

いずれも  
申告が必要です

## 既存住宅の改修に伴う固定資産税の減額の申告

耐震やバリアフリー、省エネのための一定の要件を満たす既存住宅を改修する場合、申告により固定資産税が減額されます。減額措置を受けるためには、改修後3カ月以内の申告が必要です。

申告書は市ホームページに掲載しているほか、資産税課でも配布しています。申告書に添付する書類など、詳しくはお問い合わせください。

### 【耐震改修工事をした住宅】

昭和57年1月1日以前に建築された住宅で、令和4年3月31日までに耐震改修工事（工事費50万円超）をした場合、翌年度の固定資産税が住宅部分120㎡分までを限度に2分の1減額されます。さらに、改修する住宅が「通行障害既存耐震不適格建築物（青森県地域防災計画で緊急輸送道路に位置付けられた道路にその敷地が接する建物のうち、地震によって倒壊した場合に道路通行を妨げる建築物）」に該当する場合、2年間減額されます。

### 【バリアフリー改修工事をした住宅】

新築から10年以上経過し、改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下の住宅（貸家部分を除く）で、令和4年3月31日までにバリアフリー改修工事（自己負担工事費50万円超）をした場合、

当該住宅にかかる翌年度の固定資産税が100㎡分までを限度に3分の1減額されます。

▼要件 次のいずれかの人が居住している住宅

- ① 65歳以上の人
- ② 要介護認定または要支援認定を受けている人
- ③ 身体障害者手帳または療育手帳などの交付を受けている人

▼対象工事 廊下の拡幅／階段のこう配の緩和／浴室の改良／便所の改良／手すりの取り付け／床の段差の解消／引き戸への取り替え／床表面の滑り止め

### 【省エネ改修工事をした住宅】

平成20年1月1日に存在し、改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下の住宅（貸家部分を除く）で、令和4年3月31日までに一定の省エネ改修工事（自己負担工事費50万円超）をした場合、当該住宅にかかる翌年度の固定資産税が120㎡分までを限度に3分の1減額されます。

▼対象工事 窓の改修（必須）／床の断熱改修／天井の断熱改修／壁の断熱改修（外気などと接するものの工事に限る）

■問い合わせ・申告先 資産税課（市役所2階、☎40-7029）

## 周りの「こころのSOS」に耳を傾けよう

あなたの気づき・声がけ・傾聴が身近な人を救います



マスク着用や人との距離の確保など、新しい生活様式では人との繋がりが希薄になり、こころの状態が不安定になりやすいといわれています。悩んでいる人は、自分から相談しづらいことがあります。身近な人のこころのSOSに耳を傾けてみませんか。

誰かに聞いてもらいたい時は、電話や面談であなたの「こころの声」を保健師がお聴きします。

■問い合わせ先 健康増進課（☎37-3750）

### ①変化に気づく

身近な人の様子が「眠れない」「食欲がない」などいつもと違う時、もしかするとこころのSOSサインかもしれません。

### ②声をかける

「食欲がないの？何かあった？」など声をかけてみましょう。「いい天気だね」など話しやすい話題でも心が落ち着くことがあります。

### ③傾聴する

相手の気持ちに寄り添い、耳を傾けて話を聴くことを「傾聴」と言います。人は誰かに話を聞いてもらうと安心することができます。

### 傾聴のポイント

- 相手の気持ち、ペースに合わせて聴く
- 話をささげらないで聴く
- 聴き手の判断を押し付けない
- 安易な励ましや気休めを言わない
- 説教や批判をしない
- 相手が話してくれたことをねぎらう



市民の皆さんから  
公募します

## ひろさき教育創生市民会議の委員を募集

これからの弘前市が目指すべき教育の姿などについて協議するために設置している「ひろさき教育創生市民会議」の委員を募集します。

▼応募資格 市内に在住する20歳以上の人（市議会議員、市職員〈退職者含む〉、本市の他の附属機関の委員を除く）

▼募集人員 4人程度

▼募集期限 7月9日（金・必着）

▼任期 9月3日から2年間

▼会議の開催 年2回、平日の日中に開催予定

▼報酬など 会議1回の出席につき、報酬1万円と交通費を支給

▼応募方法 次の事項を記入した書類を郵送、持参またはEメールで提出してください。

①住所・氏名（ふりがな）・生年月日・性別・職業・電話番号、教育に関連する活動などこれまでの経歴（経験がある場合）

②「食習慣や健康づくりに対する意識醸成に必要なことは」をテーマとした小論文（1,000字以内）

※応募用紙の様式は自由ですが、参考様式を市ホームページに掲載しているほか、生涯学習課（岩木庁舎2階）、市民課総合案内、各市立公民館・図書館、市立博物館、総合学習センターで配布しています。

なお、応募用紙は返却しませんのであらかじめご了承ください。

▼選考方法 書類選考で決定後、結果は応募者全員に書面で通知します。

■問い合わせ・提出先 生涯学習課（〒036-1393、賀田1丁目1の1、☎82-1641、Eメール shougai@city.hirosaki.lg.jp）



未来につながる  
取り組みです

## 次世代医療基盤法による医療・健康の情報提供

### 次世代医療基盤法とは

医療・健康などの研究に役立てることを目的に、地方公共団体が研究機関に対して医療情報などを提供するための新たな仕組みに「次世代医療基盤法」があります。

地方公共団体が認定匿名加工医療情報作成事業者（以下、認定事業者）と次世代医療基盤法に基づく医療情報提供契約を締結することで、認定事業者に情報提供できる仕組みです。

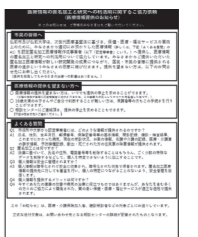
市では、市民の皆さんから適切にお預かりした医療情報などを医療ビッグデータの分析・研究に利活用するため、情報の匿名加工（住所・氏名など個人が特定される情報の削除など）をする認定事業者である日本医師会医療情報管理機構と5月27日に契約を締結しました。

今後、匿名加工された情報は弘前大学などの研究機関で分析・研究されることになっており、その成果を医療・健康・福祉などの施策に活用していく予定です。

情報提供される対象の人には、医療情報などを研究に用いる旨を事前に書面でお知らせし、提供停止の申し出がない場合に情報提供を行います。

### 情報提供のお知らせを送付します

医療情報の提供をお願いする文書の送付を、7月中旬から開始します。国民健康保険料の納付書など、市から送付する医療・保健・福祉に関する文書に同封しますので、届いたら内容を確認してください。



▲送付する文書

医療情報の提供を望まない場合は、国保年金課まで提供停止の申し出をお願いします。

■問い合わせ先 国保年金課（☎35-1116）

